

高松市給水機ラッピングデザイン制作等業務委託仕様書

1 業務名

高松市給水機ラッピングデザイン制作等業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和 7 年 5 月 30 日（金）まで

3 目的

高松市では 2R（リデュース・リユース）を基本指針とした、ペットボトル等の使い捨てプラスチック容器の排出抑制の一環として、マイボトル利用促進の取組みを行っている。普段からマイボトルを持ち歩く脱炭素型ライフスタイルを浸透させるため、市内に誰でも利用できる給水スポットの設置拡大を図り、本業務により制作したラッピングデザイン等を通じて、事業の PR とこれによる市民の環境保全意識の醸成を図ることを目的とする。

4 提案上限額

¥ 3 8 5, 0 0 0 -（消費税及び地方消費税額を含む。）

※受託者が本事業を遂行するに当たり必要となる一切の費用を含み、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

5 業務内容

（1）マイボトル利用促進等の PR を目的として設置する給水機本体のラッピングデザイン制作

① ラッピング対象機種（例示品）

ボトルフィルター型冷水機

ア 株式会社 OSG コーポレーション製 MW8EBF+配管化粧ボックス造作と同等品のもの
（高松市役所前モデル）

イ 株式会社 OSG コーポレーション製 PCP10EBF と同等品のもの

② 規格・ラッピングデザイン範囲

前述ア：幅 800mm×奥行 500mm×高さ 1500mm の本体全面（底面を除く）範囲内

前述イ：幅 360mm×奥行 340mm×高さ 1280mm の本体全面（背面・底面を除く）範囲内

※詳細図面は参加表明書提出後、参加資格を認定した事業者へのみ提供する。

③ ラッピングデザイン案の制作

対象機種アに対するデザイン：2 案以上

対象機種イに対するデザイン：2 案以上

※ただし、契約締結後、企画提案により提出したデザイン案について本市より修正の依頼があった場合は対応できるようにすること。

④ デザインコンセプト

- ・ゼロカーボンシティたかまつを国内外にアピールできるデザインとすること
- ・マイボトルの利用推進による環境保全（プラスチックを含む海ごみの削減や資源循環など）を強くPRできるデザインとすること
- ・既存の給水機（高松市役所前に設置されたもの）と親和性の高いデザイン・色合い（色相・彩度・明度）とすること。
- ・文字情報は過多・過密とならないよう必要最小限の情報にとどめること。
- ・各デザインは各機種の設置環境と調和する色合いとすること。（設置環境は下表を参照）

ラッピング対象機種	設置予定地
MW8EBF+配管化粧ボックス造作 （1台を半屋外に設置）	・高松シンボルタワーデックスガレリア （高松市サンポート2-1）
PCP10EBF （各施設に1台ずつ屋内に設置）	・男木交流館（高松市男木町1986） ・市民交流プラザIKODE瓦町 （高松市常磐町1丁目3-1瓦町FLAG8階） ・こども未来館（高松市松島町1丁目15-1）

（2）その他の業務要件

- ・企画提案書等に基づき受託者を決定するが、最終的に成果物として納品するデザインは、企画提案により提出されたデザイン案を基に本市と協議を行い、最終デザインを決定する。
- ・制作物に関する文字校正及び色校正は合わせて2回以上とし、その都度、本市の指示を受けること。

6 成果物

（1）ラッピングデザイン納品方法

下記（ア）及び（イ）を記録したCD-R等電子媒体（2組）で提出すること

（ア）ラッピングデザイン完成データ（PDF形式及びイラストレーター形式の印刷用原稿データ）

（イ）デザインマニュアル（PDF及びWord形式の色指定・デザインコンセプトの説明書）

（2）納品場所

高松市役所ゼロカーボンシティ推進課（高松市番町一丁目8番15号）

（3）納期

令和7年5月30日（金）

7 著作権等の取扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権は本市に帰属するものとし、受託者は著作権者人格権を行使しないこと。また、本市は必要に応じて、本業務にて制作したデザイン及びデザインの一部を広報活動及びPR制作物等に自由に利用できるものとする。

- (2) 受託者は、本業務にて制作したデザインが第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から著作権侵害等を主張された場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシー保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。

8 その他特記事項

- (1) 本業務の着手・実施に当たっては、本市と十分な連絡調整の上で行うものとし、その進行状況については、随時本市に報告すること。
- (2) 委託業務の実施にあたり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度本市と協議の上、業務を進めること。